

令和元年度 あさぎり町議会第4回会議会議録（第8号）						
招集年月日	令和元年8月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年8月8日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年8月8日 午前10時21分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
	8	森岡勉	○	16	徳永正道	○
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	土肥克也	○	教育課長	木下尚宏	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○	建設課長	大藪哲夫	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第8号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 報告第 5号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算
（第4号）の報告について
日程第 3 報告第 6号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第 4 同意第 3号 あさぎり町教育委員の任命同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 報告第 5号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算
（第4号）の報告について
日程第 3 報告第 6号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第 4 同意第 3号 あさぎり町教育委員の任命同意について
-

午前10時 開会

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** 起立願います。礼。着席ください。

◎**議長（徳永 正道君）** ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、令和元年度あさぎり町議会第4回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員

◎**議長（徳永 正道君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、岩本恭典議員。2番、市岡貴純議員を指名します。

日程第2 報告第5号

◎**議長（徳永 正道君）** 日程第2、報告第5号、専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●**町長（尾鷹 一範君）** 皆さんおはようございます。報告第5号、専決処分した例はがん年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年8月8日提出、あさぎり町尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎**議長（徳永 正道君）** 建設課長。

●**建設課長（大藪 哲夫君）** はい。おはようございます。それでは、専決処分いたしました令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について説明をいたします。予算書4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第4号、令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,389万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和元年7月29日専決、今回の補正予算は、災害により緊急に必要な経費につきまして計上したものでございます。9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。最上段の目1地方交付税

です。今回の補正予算の財源として普通交付税を充当したものでございます。次に歳出でございます。10ページをお願いいたします。目1公共土木施設災害復旧費の節13、測量設計委託料でございます。令和元年7月20日から22日の梅雨前線豪雨により須恵地区の松ヶ野川で災害が発生しました。8月19日までに災害カ所の復旧工事費を熊本県へ報告する必要があるため、測量設計業務の委託料を計上したものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第5号、専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第3 報告第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、報告第6号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第6号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年度8月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

◎議長（徳永 正道君） すいません。もとい、生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは報告第6号、専決処分の報告をさせていただきます。次の2ページをお願いいたします。専決第7号、専決処分書の朗読は省略をさせていただきます。中ほどになりますが、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方につきましては、ここに記載のとおりの方となっております。以降の説明につきましては、次の3ページの説明資料で説明をさせていただきます。1当事者、町につきましては記載の職員となっております。2事故の発生状況につきましては、平成31年2月7日14時15分ごろ、町職員が出張のため公用車で県道33号線人吉水上線のせきれい館付近を人吉方面に走行中広域農道方面へ右折する際に、対向車に気づくのが遅れたため相手方車両と衝突し、相手車両の左側バンパーを損傷させたものでございます。3事故の損害額につきましては、車両の物損事故でございまして、町が29万3,155円。相手方が44万8,632円となっております。4事故の責任割合につきましては、町側が80%。相手側が20%で、5損害賠償額につきましては35万8,906円。6損害賠償金の補てんにつきましては、町が加入する財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補てんされるものでございます。8和解事項につきましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことと誓約し示談を成立させることとしたものでございます。なお、示談につきましては7月18日に成立をいたしております。当時、事故の報告を受けまして、現場を確認した上で本人に対し安全運転等につきまして指導を行ったところでございます。以上で報告説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました報告第6号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） すいません。1点だけお伺いいたします。事故発生は2月っていうことですが、状況の中に対向車に気づくのが遅れたっていうことがございますが、超過勤務とかによる疲れっていうことはなかったのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、当時Gの状況につきましては、やはり職務の内容的に当事者並びに当事者が関連する医療機関等につきましてはの往復等は、その業務でございました。当時について時間外等も幾分か発生いたしておりましたが、職務の内容につきましては無理をしないようにということで、職場内での報告連絡相談等につきましては図っていただくつもりでございます。業務の性質上、対人関係と申しましょうか、非常に神経を使う職務内容でもございますので、議員今回のお尋ね等も踏まえまして、以後職場の安全衛生管理と申しまししょうか、服務等につきましても、関係課長と連絡をとりながら気をつけていきたいというふうに心構えていきたいというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 最近、台風であったりとか急な豪雨ということで、職員の皆さんには待機、急にですわ待機していただく場面が非常に増えております。また、あわせて猛暑の中が予想される中で笑祭の計画であったり、駅前イベントであったりという部分に職員の皆さんが多数参加していただいておりますので、事故に関してはですわ、十分にこちらが注意していても、相手方があるものですのでその件に関しては保険という力強い見方があるので大丈夫だと思いますが、ぜひくれぐれも勤務の管理に関してはですわ職員の方に無理がないように配慮いただきたいと思っております。ちょっと確認しました。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、御配慮本当にありがとうございます。今加賀山議員のほうから言われましたように、本当にあの災害の出動とか、また今度は参議院議員選挙で期日前投票とかいろんなもので超過勤務が続いております。また暑い日も続いて体力も消耗しております。そういうことで私も朝礼等でですわ、労働過重にならないように配慮してきつい場合には上司の方に相談してまた上司もそれを配慮するようにということをお願いしております。また加賀山議員の指摘にもありましたので、これからもその点を留意して業務に当たらせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第4 同意第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、同意第3号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第3号あさぎり町教育委員の同盟任意同盟についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町教育委員を次のとおり任命したいので、議会の同意を求めます。令和元年8月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上東1 2 4 9番地1 0 6です。中村麻有さんです。生年月日、昭和49年8月17日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

- ◎議長（徳永 正道君） これから同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員数は15人です。次に立会人を指名します。会議規則第28条の規定によって、立会人14番、溝口議員、15番、久保田議員を指名します。
- ◎議長（徳永 正道君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。
- ◎議長（徳永 正道君） 投票用紙の漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまから投票を行います。1番から順番に投票願います。
- ◎議長（徳永 正道君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
- ◎議長（徳永 正道君） 開票を行います。溝口議員、久保田議員。開票の立ち会いをお願いします。
- ◎議長（徳永 正道君） 投票の結果を報告します。投票総数15票。有効投票15票。無効投票0です。有効投票のうち賛成14票。反対1票でございます。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第3号あさぎり町教育委員の任命同意については同意することに決定をいたしました。議場の出入り口を解きます。
- ◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- ◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。
- ◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第4回会議を閉会します。
- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前10時21分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2年 1月 6日

議長 徳永 正道

署名議員 岩本 恭典

署名議員 市岡 貴純